

令和6年度ベトナム向け県産品の販路開拓支援事業  
県産品のベトナム現地テストマーケティング参加募集要綱

新潟県では、県内の食品及び一般消費財の「ベトナム市場での販路開拓」を目的とし、ベトナム現地での県産品のテストマーケティングを実施します。つきましては、本テストマーケティングに出品する商品を募集します。

1. テストマーケティング概要

本テストマーケティングは下記内容にて実施いたします。

期間	2024年9月～11月 2週間程度 ※日程調整中
会場	ベトナム社会主義共和国 ホーチミン市内日系百貨店 食料品売場 販売店：STAR KITCHEN（百貨店内テナント売場） 住所：B1 Takashimaya HCMC, 92-94 Nam Ky Khoi Nghia Street, Ben Nghia Ward, Dist.1, HCMC, Vietnam
対象品目	県内の食品及び食に関連する一般消費財 ・食品は酒類および低温物流（冷蔵・冷凍）が求められるものは不可とします（ジュースなど常温物流、冷蔵販売を行うものは可）。 ・一般消費財は食に関連するもの（食器、調理器具等）とします。
募集定員/品目数 （最大）	15社 / 各社1品目
参加料	無料（但し、下記の通り諸経費が発生する場合があります） ・テストマーケティングを行う商品については一度出品する商品の全量を買取り、現地に輸送した上でテストマーケティングを行います。テストマーケティング期間を経て商品が売れ残った場合、原則現地にて商品を処分いたしますが、 <u>売れ残った商品の数量に応じて「現地販売店における仕入価格（税込）×売れ残った商品の数量」を参加事業者へ別途負担いただきます。</u> <u>※現地販売店はいくつかの流通事業者を通じて仕入れを行うため、現地販売店における仕入価格は参加事業者の販売価格（卸価格）を上回る場合があります。</u> ・現地への商品輸送費（現地当局が指定する関税やサンプル商品の返送が必要となった場合の返送費含む）や商品登録費用、売れ残り商品の清算代金など本事業の参加に係る費用については、 <u>同事業内の「ベトナムバイヤーとの個別商談」と合わせて一定額（1社60,000円（税込）程度を想定）を県にて負担します。</u> ・県の負担額を超える部分に関しましては参加事業者自身でご負担

	いただきます。※県の負担金支払いは、参加事業者にて全ての経費支出が終了した後に領収書等を確認したうえで行います。
実施方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・販売店にて県産品テストマーケティング用特設コーナーを設置。ベトナム一般消費者向けにテストマーケティングを実施する。</li> <li>・テストマーケティング期間終了後に商品の販売実績や現地消費者および販売店スタッフの意見等をフィードバックする。</li> </ul>

## 2. 参加条件

- (1) 新潟県内に事業所を有すること。
- (2) 新潟県内で企画、製造されている食品、食に関連する一般消費財とする。尚、食品について酒類は不可。一般消費財については食に関連するもの（食器、調理器具等）とする。
- (3) 食品は、製造日から賞味期限まで最低6か月以上あるもので、現地への輸送にあたり低温物流（冷蔵・冷凍）が必要な物品の出品は不可とする。（ジュースなど常温物流、冷蔵販売を行うものは可とする）  
 ※尚、気象条件等により一時的に海上常温コンテナ内の温度が最高60-70度まで上がる場合がございます。
- (4) ベトナムの規制等をクリアしているもの。  
 ※主な規制対象品目例：中古消費財、施設登録されていない肉製品等  
 ※ベトナムの食品輸入規制に関しましては、事前に各種HPをご確認ください  
 【ジェトロ】日本からの輸出に関する制度  
<https://www.jetro.go.jp/world/asia/vn/foods/exportguide>
- (5) テスト販売に必要な資料の作成や輸出入手続きに必要な商品等の情報提供に遅滞なくご協力いただけること。
- (6) 成果把握等のために、テスト販売実施後に実施する各種アンケートやヒアリング等にご対応いただけること。

## 3. テストマーケティング実施スケジュール（予定）

本テストマーケティングは下記スケジュールでの実施を予定しております。

5月20日（月）	参加申込受付開始
5月24日（金）	ベトナム市場販路開拓セミナー（本支援についても説明します） ※ベトナム市場への理解をすすめていただく為に、本セミナーへの参加を可能な限りご検討ください
6月20日（木） 17:00迄	参加申込締め切り
6月28日（金）迄	テストマーケティング商品の選考および選考結果通知

7月1日（月）以降	テストマーケティング商品の輸送および商品登録手続き開始 ※テストマーケティング商品の輸送および現地での販売に係る商品登録手続きが2か月程度かかります
9月～11月（2週間程度）	テストマーケティング実施
テスト販売終了後	販売店よりテストマーケティングに関するレポートのフィードバック

#### 4. 参加事業者選考方法

参加希望事業者が多数の場合、ベトナム現地販売店と協議し参加事業者を選考します。  
また、本事業内では別途「ベトナムバイヤーとの個別商談」の支援も実施いたします。  
本テストマーケティング支援と個別商談支援に重複し参加いただくことを推奨します。  
(参加事業者選考においては、両支援にご参加いただける事業者を優先的に選考します)

#### 5. 申込方法

6月20日（木）17：00迄に下記手順にてお申込みください。

申込方法	
①	事務局 HP より「商品エントリーシート」をダウンロードし必要事項を入力。
②	同 HP 内の申込フォームにアクセス。申込フォームに必要事項を入力の上、作成した商品エントリーシートを添付し、申込をする。
参加申込フォーム/商品エントリーシートダウンロード（事務局 HP）	
<a href="https://www.bridge-niigata.co.jp">https://www.bridge-niigata.co.jp</a>	

#### 6. 留意事項

- (1) テストマーケティング商品の説明および販売はベトナム現地販売店のスタッフが行います。
- (2) テストマーケティングを行う商品については一度出品する商品の全量を買取り、現地に輸送した上でテストマーケティングを行います。テストマーケティング期間を経て商品が売れ残った場合、原則現地にて商品を処分いたしますが、売れ残った商品の数量に応じて「現地販売店における仕入価格（税込）×売れ残った商品の数量」を参加事業者に別途負担いただきます。※現地販売店はいくつかの流通事業者を通じて仕入れを行うため、現地販売店における仕入価格は参加事業者の販売価格（卸価格）を上回る場合があります。
- (3) 現地への商品輸送費（現地当局が指定する関税やサンプル商品の返送が必要となった場合の返送費含む）や商品登録費用、売れ残り商品の清算代金など本事業の参加に係る費用については、同事業内の「ベトナムバイヤーとの個別商談」と合

わせて一定額（1社60,000円（税込）程度を想定）を県にて負担します。県の負担額を超える部分に関しましては参加事業者自身でご負担いただきます。※県の負担金支払いは、参加事業者にて全ての経費支出が終了した後に領収書等を確認したうえで行います。

- (4) テストマーケティング商品の輸送については事務局にてサポートいたしますが、現地に商品が届いた時点での一部滅失、破損、欠損が生じていた場合や、通関を通らないこと等により商品が現地に届かない場合でも、一切の責任を負いかねます。
- (5) 参加事業者選考後であっても、参加事業者が本参加募集要綱の参加条件を満たしていないことが判明した場合、参加をお断りする場合があります。
- (6) 本事業において、万が一参加事業者が損害や不利益を被る事態が生じたとしても、県および事務局の故意または重過失による場合を除き、県および事務局はその責任を負わないものとします。
- (7) 本事業において、参加事業者自らが企画、製造、加工した商品およびその原材料また商品に表示する賞味期限等に関して、その瑕疵により他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、過失の有無、第三者の翻訳の差異に関わらず、これによって生じた損害について、県および事務局はその責任を負わないものとします。
- (8) 本事業実施期間及びその前後を通じて発生した事故、盗難、損傷等のいかなる損害についても、県および事務局の故意または重過失による場合を除き、その責任を負わないものとします。
- (9) 社会紛争、天災、行政または司法による判断、テロリズム、現地政治情勢の変動、疾病の蔓延、その他不可抗力により、本事業の全部または一部の実施が不能または困難となった場合には、参加事業者が被る損害について県および事務局はその責任を負わないものとします。

## 7. その他

- (1) 本支援を希望する場合、ベトナム市場の理解を進めていただくため、5月24日（金）に実施する「ベトナム市場販路開拓セミナー」への参加を可能な限りご検討下さい。セミナーは下記リンクよりお申込みください。  
〈ベトナム市場販路開拓セミナー〉 <https://www.bridge-niigata.co.jp/news/2970/>
- (2) 本事業内では別途ベトナムバイヤーとの「個別商談」の支援も実施いたします。本テストマーケティング支援と個別商談支援に重複し参加いただくことを推奨します。（参加事業者選考においては、両支援にご参加いただける事業者を優先的に選考します）

## 8. 問合せ先

事務局	(株)ブリッジにいがた 担当：今井、富樫		
Email	<a href="mailto:hp-contact@bridge-niigata.co.jp">hp-contact@bridge-niigata.co.jp</a>	電話	025-378-1612

以上